

## 仕 様 書

### 1. 調達物件

三原港湾ビル 仮設建物等 1棟

### 2. 設置場所（地名地番）

広島県三原市城町3丁目1-1

### 3. 調達概要

別途設計図面に基づき、指定の場所に仮設建物等を設置し、これを広島県に対し賃貸提供すること。また、賃貸借期間満了時には仮設建物等を解体撤去し、設置場所を原状復旧すること。

#### (1) 仮設建物等の構造・規格・数量

区分	名称等	構造・規格	数量	備考
仮設建物	ユニットハウス	5,500 mm×24,080 mm平屋 (延べ床面積 132.44 m <sup>2</sup> 程度)	1棟	
附属設備等	エアコン壁掛型	冷房能力 7.1kw : 暖房能力 8.0kw 程度 単相 200V みなとオアシス : 1台 待合所 : 3台	4台	
	換気設備	換気量算定により適切に設置		
	ブラインド <sup>※</sup> 及びカーテン	別添参考図参照	12カ所	
	流し台	W1200以上	1台	面台
	コンロ台	W600以上 (IHコンロ台)	1台	IHコンロは別途
	電灯設備	標準仕様	1式	
	コンセント	みなとオアシス : 5カ所以上 (うち1カ所はアース付き) 待合所 : 6カ所以上 屋外 2カ所以上 多目的トイレは洗浄便座用、その他トイレは暖房用便座用コンセントを必要とする。	1式	
	多目的トイレ	別添参考図参照	1カ所	
	男子トイレ	別添参考図参照	1カ所	
	女子トイレ	別添参考図参照	1カ所	
	消防設備	所管消防署の指示による	1式	

	電気設備工事	必要な電気容量を確保する	1式	
	給排水衛生設備工事	既設散水専用引込管の管径サイズアップし本件施設用に転用する。	1式	

(2) 設置及び解体、賃貸借期間について

設置期間 契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで（予定）

賃貸借期間 令和8年9月1日から令和10年3月31日まで（19ヶ月）（予定）

解体撤去期間 令和10年4月1日から令和10年5月31日（予定）

なお、設置期間には仮設許可の認可、計画通知等の申請等も含むものとする。

(3) 敷地条件

申請区域の面積 2459.00 m<sup>2</sup>（2237 番地想定）

用途地域 商業地域（建ぺい率 80% 容積率 400%）

防火地域 指定なし

その他の区域 適用外（公共工事による）

4. その他

(1) 仕様および等は別添参考図面を参照し、同等以上とすること。

(2) 地耐力は仮定値 50KN/m<sup>2</sup>とするが、落札後の調査業務において相違がある場合は別途協議するものとする。

(3) 仮設待合所外部には、自動販売機1台用の電源を確保すること。

(4) 仮設待合所の外部通路部分に高低差が発生する場合、法令および条例等を遵守し、適切な設備を敷設すること。（別添参考図面参照）

(5) 仮設待合所の配置に関しては、施設利用者が西側ロータリーに車両が入ることを想定し、仮設待合所前面の車道の幅員等については発注者へ報告し、協議を行うこと。

5. 一般事項

(1) 本件は落札者が、関係法令、条例及び行政指導等を遵守し、設計業務において条件等を満たした上で、施工にあたるものとする。

(2) 円滑な施工を図るため、暴力団からの工事妨害の被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに警察に提出すること。

(3) 警察から被害届受理証明書が交付され、且つ工程の調整を行ったにもかかわらず工期に遅れが生じるおそれがある場合は、別に定める工期延長申請書に当該証明書を添付して提出すること。

(4) 諸官庁手続及び設計業務

① 諸官庁手続に伴う、計画通知の設計調査業務に係る費用は、すべて受注者の負担とする。但し、発注者が保有する参考図書等の情報開示及び図面データの提供等は、可能な

限り提供するものとする。

- ② 建物等の設置にかかる各種申請手続きは、各諸官庁等と協議を行い、すべて受注者が遅滞なく行うものとする。
- ③ 受注者は、落札後直ちに建築士法に基づき、重要事項説明を行い、本施設が設置完了し、引渡し時には、工事監理報告書を提出すること。

(5) 災害防止対策について

- ① 施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」（建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修）及び「建築工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房官庁営繕部監督課長通達）を遵守して公衆災害防止に努める。また、工事期間中は交通誘導員を配置し、安全を期する。
- ② 作業場の内外を問わず、施工にともなう危険・騒音・火災・風水害対策等は、関係法規に従って常に遺漏のないよう養生、看板、案内板等の方策を講ずる。
- ③ 施工期間中の騒音、振動、塵埃、飛散物、道路損傷、通行障害その他近隣に対する公害が発生しないよう各種法令を遵守し関係官庁の指導を受けて施工にあたる。
- ④ 工事車両の通行経路には必要に応じて交通誘導員・保安設備等を配置し、第三者の安全を確保すること。なお、保安要員・保安設備等の配置については事前に協議のうえ決定すること
- ⑤ 作業時間については、近隣への配慮し設定すること。また、建築資材等の搬入出、工事車両の入退場時間においては、交通渋滞等の混乱を招くことの無きよう計画すること。また作業時間、搬入出計画等については、発注者との協議により決定できるものとする。
- ⑥ 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械を使用する。

(6) 特定副産物の搬出について

① 再資源化を図るもの

アスファルト・コンクリート・木材及び鉄からなる建設資材以外のものはすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「リサイクル法」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき適正に処理する。

(7) 工事用水・工事用電力について

構内既設施設の水道及び電気を工事用として利用を希望する場合は、発注者と協議し、適切に分岐し、参考メーター等を取付けるなど、使用量が明確にわかるようにすること。

(8) その他

- ① 仮設建物等は、施工図を作成のうえ、事前に発注者の了承を得て施工すること。
- ② 設備備品の選定については、事前に発注者に承認を得ること。
- ③ 施工時及び解体撤去時の仮囲い等の仮設計画は、書面をもって発注者と協議を行い、承諾を得て実施すること。
- ④ 賃貸借期間内の建物正常な機能を保持するため、緊急に保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理・調整等を行い、正常な状態で使用できるようにす

ること。

- ⑤ クレーン等重機による作業は、保安要員を配置し、付近の安全を確保すること。
- ⑥ 施工にあたって、既存設備に損傷を与えないよう十分注意すること。破損した場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。

#### 6. 特記事項

- (1) 本件施設の設置に当たり、現状地盤と床高さに高低差がある場合は、スロープ等を設けること。
- (2) 解体撤去後のアスファルト舗装については、撤去部分のみの再舗装とするが、設置時に表層および路盤の厚みを確認し、同様に復旧すること。
- (3) 仮設待合所及び各トイレの出入口は施錠可能とし、発注者の指定する箇所については、同一キーとすること。鍵はすべての種類を各5本用意すること。
- (4) 設置及び解体撤去時においては、施設利用者もいる為、安全性を担保した仮設計画を作成し発注者に提出しかつ承認を得ること。